

第49号議案

中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中間市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和58年中間市条例第26号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 定年条例第9条の規定により異動期間（定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。第8条第3号において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員
第8条第2号中「中間市職員の定年等に関する条例（昭和58年中間市条例第26号）」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員
第15条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第16条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

中間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。第8条第3号において同じ。)が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p><u>(3) (略)</u></p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(3) 定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中間市職員の定年等に関する条例(昭和58年中間市条例第26号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)